

第十回参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十六年一月二十九日(月曜日)午後一時三十五分開会

本日の會議に付した事件

- 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣送付)
- 厚生保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣送付)
- 食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案(内閣送付)
- アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 租税関係等の提出予定法律案に関する件
- 金融関係等の提出予定法律案に関する件
- 塩の需給関係等に関する件
- 委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

第六部 大蔵委員会會議録第三号

昭和二十六年一月二十九日【参議院】

コール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上予備審査を付託されておりますから政府の御説明を要求します。西川政務次官。

○政府委員(西川五郎君) 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案は、四法案提出の理由を説明申し上げます。

先ず郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

郵政事業特別会計におきましては、別途御審議を仰いでおります昭和二十六年度特別会計予算に計上してありますように、歳出総額五百七十一億七千七百二十四万五千円に対し、この会計固有の歳入額は五百三十五億九千三百四十一万円であります。差引三十五億八千三百八十三万五千円の歳入不足を生ずることになります。これは本特別会計の固有業務が、公共的性格のものであるのに鑑みまして、その料金が低廉になつております。関係上、給與改善等に要する経費の財源に不足を来すこととなつたものであります。

本会計におけるこの不足額につきましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、これを一般会計からの繰入金を以て補てんすることにいたしたいのであります。

なお、この繰入金につきましては、

この会計が独立採算制の建前であり、且つ、その経費の性質に鑑みまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりました場合には、繰入金に相当する金額は、予算の定めるところによりまして、一般会計に繰戻すことにいたしたいと存する次第であります。

次に厚生保險特別会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

厚生保險特別会計におきましては、昭和二十六年度以降結核患者用病床を増設いたしました健康保險事業の福祉施設を拡充し、結核対策の充実を期したいと存するのであります。併しなからこれに要します経費は、この会計の財源のみを以ては不足いたします。その一部を一般会計から繰入れましてその事業の目的を達成いたさせたいと思つております。一般会計からの繰入金は、業務勘定におきましては、現行の本特別会計法におきまして業務取扱に関する諸費のみが認められておりますので、福祉施設の経費につきましては、一般会計からこの会計に繰入れることができることといたしたいのであります。

次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法第十二條の規定によりまして、農業共済組合の組合員の支拂すべき農作物共済に係る共済掛金の一部をこの会計において負担し、更に

この負担金は食糧消費者が負担するよう食糧の売渡価格に織込むことになつておりますが、食糧消費者価格の値上に伴う家計費に及ぼす影響等を考慮いたしまして、昭和二十二年頃から、引き続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができることの臨時的措置を講じて参つたのであります。昭和二十六年度におきましても、別途法的措置を講じ、同様の臨時措置を継続することといたす予定であります。これに伴いまして、この会計から農業共済再保險特別会計に繰入れます四十億六千六百六十四万五千円を限り、一般会計からこの会計に繰入れることができませんこととして、この会計に生じまする歳入不足を補てんすることといたしたいと存する次第であります。

第四に食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

食糧配給公団は、昭和二十六年四月一日に解散し、昭和二十六年度中に清算終了の予定であります。同公団の昭和二十五年年度の国庫に納付すべき剰余金は、目下のところ十四億五千八百一十九万九千円と推定されますが、これを同公団の清算に要する経費の財源の一部として充當いたそうとするものであります。

第五にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたしますのは、現在、アルコール専売事業特別会計の毎会計年度の決算上の益金を一般会計の歳入に納付することとなつては、昭和二十五年年度におきましては、この会計の同年末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末におけるそれらの資産の価額の合計額より減少した場合、その減少額に相当する金額を昭和二十五年年度において、この会計から一般会計の歳入に納付し、当該減少額に相当するこの会計の固有資本を減少することとなつてゐるのであります。昭和二十六年度以降におきましては、同様の措置をする必要があり、所要の改正をしようとするものであります。

以上五法律案の提出の理由について申し上げましたが、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小串清一君) 次は租税関係の提出予定法律案について主税局長の説明を聴取いたそうと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 主税局長から本国会に提案する見込の法律案につきまして概要を御説明申し上げたいと存じます。

なお最初に若干の順序を申し上げたいと思ひますが、内国税の關係の税制の改正に関する要綱につきましては、すでに閣議の決定を経まして關係の法律案を総司令部へ提出いたしました。最終承認を受ける段階にまで参つており

ます。このほうは予算に緊密な關係がございまして、成るべく早く国会に提案するつもりで目下促進を図つてゐる次第でございまして。但し、内国税に關する法律案の中にも例へば国税徴收法の改正の法律案、それから税務代理士法案、それから資産再評價法の改正に關する法律案等の法律案は若干遅れて提案することに相成るかと考えておるのであります。

次に關稅のほうの改正に關する法律案につきましても目下立案中でございしますが、このほうは近く關稅率審議會を開きまして、その諮問を経まして上で閣議の決定を経まして国会に提案する見込でございまして。このほうもできる限り早く提出する手筈にいたしておりますが、相当広汎な範圍に亘ります一般改正でございまして、なお若干の時日を要するかと考えております。

最初に税制の改正に關する要領の内容を極くかいつまんで申上げて見たいと思ひます。このほうは近く法律案として提案になります際に更に詳細なる御説明をいたすことに相成るかと存じますので、内容の微細な点はその際に譲りたいと考えるのであります。税制の改正に關する法律案として提案いたしますのは、所得税法以下の改正法律案でございまして、大体三つの点から改正案を考えておるのでございまして。一つは目下最も要望されておりますところの減税を行うという点でございまして。それから第二の点は、制度につきましても若干の改正を行うという点でございまして。その制度の改正につきましても二十五年度に国税地方税を通じまして根本的な改正を行いま

したので、この際再び根本に触れるようなことの改正を行うのは如何であらうかという趣旨におきまして、いわば二十五年度の改正の補正というふうな見地から取上げた改正が大部分でございまして。税制の簡素化を図る、或いは更に一層前年度の改正の趣旨を徹底するような改正を行うといったような改正が主な事項でございまして。それと第三の点といたしましては、最近特に自立経済の確立に關連いたしまして重要性を加えて参りました資本蓄積との關連において税制上できる限りの考慮を加えようという見地からいたしました改正でございまして。

これらの点が主なる改正点でございまして、内容は後ほど次の機会に詳細に申上げようと思ひますが、一番の問題はやはり所得税の減税に最大の力を入れようという点でございまして。そうしまして、所得税につきましては、税率、扶養控除、基礎控除、これらの所得税に最も重要な關係のある改正は先般給與所得の關係措置につきまして御説明申上げましたと同じ案でございまして。基礎控除二万五千元を三万円に引上げる、扶養控除一万二千元を一万五千元に引上げる、税率につきましてはそれ／＼現在の八万円と十二万円の階級区分を削除いたし、新たに三十万円と百万円の階級区分を設けまして順次にずらすようにいたす見込でございまして。これらの点は前回申上げましたのと同じでございまして、特別にこの際といたしましては申上げることを省略いたしたいと思ひます。新たに設けます制度といたしましては、現在のい／＼な控除制度のほかに、要綱に示してありますように、若干の特

別の控除制度を認めようという点でございまして。一つは六十五歳以上の方に對しまして一万五千円の特別控除を認めるということ、次は扶養親族のある未亡人につきまして所得から一万五千元を控除するという点、この点につきましては未帰還者の婦人につきましても同様な取扱にいたしたいと考えております。法律にそのことを成るべく明記いたしましてやりたい。と申しますのは、法文の最終案がまだでき上つておりませんが、大体生死が不明の人には同じ扱いをするというふうな法文にしたいと考えております。それから勤勞学生につきましては一万五千円の控除をしよう、但しこのほうは所得金額年十万円以下、資産所得五万円以下の場合に認めたらどうか、こういう考へでございまして。老年者と未亡人につきましては特別に所得の額の如何を問わないことにいたしております。

その次に生命保険料につきまして新たに二千万円までの控除を認めようという点でございまして。これは主として先ほど申上げました第三の資本蓄積との關連において生命保険の普及促進を図るといふ趣旨を多分に取入れましてこのような制度を挿入するようになつたといふと考えておるのでございまして。それから所得税につきましてはそのほか合算について現在御承知の通り昨年度の改正で大部分合算をやめたのでありますが、ただ未成年の子供、妻これらの資産所得は合算する建前にいたしていただいております。それから扶養親族に所得がある場合も合算いたしておるのでありますが、今回はそのような合算は全部やめまして、子供であらうと、奥さんの分であらうと、資産

所得と何たるを問はず、各人別に所得者ごとに分別課税するという趣旨に徹底いたしておるのであります。これによりまして、簡素化が大いに役立つのではないかと考えております。

それからその次は預貯金につきましては源泉選択制度を認めまして、百分の五十の税率によりまして課税したかどうか。これは昨年取りやめたのでございしますが、最近の預貯金増強の見地等から考えまして、やはり従来ありましたこのような制度を再び復活したほうがよろしいという結論になりまして、このような提案をいたそうと考えておるのであります。尤もこの点につきましてはまだ關係方面の最終承認を得ておりませんので、法律案が国会に提案する運びに至りますまでに了解を取りまして、提案することに相成るかと思つております。

それからその次は農業所得者以外の所得税の申告の時期が、今までは六月、十月、一月となつておりますのを七月、十一月、二月というふうな一月づつ遅らせよう。今年の確定申告だけは臨時特例で二月にいたしておりましたが、これを来年度から普通の本格改正いたしまして、法律に恒久化しようといふ改正でございまして。これは納税者の便宜と、徴税上の税務行政の運営との關係並びに農業所得者と一緒にするこのにより簡素化を考へまして、このような改正にいたそうという点であります。その他所得税につきましては、申告源泉納税義務者が申告しなければならぬ限度、例へば現行法でありますと、三十五万五千円からは確定申告を要することになつておりますが、それを五十万円程度まで確定申告を要

しないことにいたしたい。それに簡易税額表をそれだけに余計に定めまして、成るべく年末調整で片付けてしまいたいというふうな改正をいたしたいと思ひます。その他若干それに類似の成るべく簡素化の見地から考えました若干の改正を法文に謳ひ込む考へでございまして。

以上の点が所得税に關する主な点でございまして、所得税は大体以上の諸改正によりまして六百十億円の減税に相成るかと思つております。そのうち五百八十億程度は、つまり大部分は基礎控除、扶養家族の控除並びに税率の改正によりまして減税になるはずであります。

それから次は法人税でございまして、法人税につきましては、昨年度の改正で相当抜本的改正が行われておりますので、今回は余り根本的な改正はいたしておりません。ただ資本蓄積とも關連いたしまして、法人の社内留保をできるだけ多くするというのが今の諸情勢としても、趣旨からも緊切だろ、う、こういう考へからいたしまして、積立金に對しまして課税の制度をやめるといふことにいたしたいと思ひます。ただこれは現在の法人課税制度の根本的な考へ方としては触れる問題でございまして、飽くまでも一種の臨時特例という形にいたしたい。従いまして租税特別措置法の改正で行きたいと考えております。さつき預貯金の利子に對する選択の制度も同様であります。租税特別措置法の改正で参りたいと思ひます。なおこの場合におきましても同族会社に對しましては現在七%課税いたしておりますが、普通の二%分は課税をやめまして、五%

程度の課税は同族会社につきましては一般の個人事業とのバランスに鑑みまして存置したいと考えております。なお非同族会社の子会社に対しては現在積立金課税を適用することになつておりますが、このほうはどうも妥当ではなからうというのでやめることにいたしましたと考えております。

それからその次は減価償却であります。減価償却につきましては一つは政令の改正によりまして耐用年数の全般的改正を目下検討いたしております。その改正によりまして最近の事情に即しました減価償却が先ず第一にできるようにしたい。それに関連しまして償却の方法等につきましても、例えば特別陳腐化による償却を認めるか、認めないか、或いは残存価格を今一律に一割にいたしておりますが、それを適当に改正するか、そのような技術的な問題も併せて検討いたしております。そして、それによりまして相当減価償却の問題は合理化されるものと考えておりますが、この要綱に謳つておりますのは、そのほかに特別に政策的に余計にこの際特別償却を認めようという点であります。通産省で考えております設備近代化法案とよく歩調をとりまして、この際産業の復旧に非常に緊急と認められますところの機械設備等を新たに購入いたしました場合におきましては、その最初に取得いたしました価格を基にしまして、勿論償却額を合算するわけでございますが、最初の三年間は普通の方法によりまして計算いたしました償却額の五割増しの償却を認めたらどうかというふうに考えております。この方法によりまして、耐用年数は十八年くらい機械設備であり

ますと、三年目には帳簿価格半分からいになる。三年後に三年間の最初の普通の償却を加へまして、特別償却、普通償却を加へまして、三年目には半分くらいまで償却しよう。こういう考え方でのような程度の償却を認めたらどうかという点であります。これも租税特別措置法の改正によることでございます。

それから次は見返資金で償還してあります優先株式に対する利益の配当は、所得の計算上仕債の利子と同様に見まして損金に算入したらどうか。これは実質仕債の利子に非常に近いのみならず、これを課税いたしますと、折角のコストが高くなりまして、金利が高分高くなりますので、このような改正をやめまして、特別の措置を考えたという考えでございます。

それから次は相続税でございますが、相続税につきましては主として生命保険の奨励という意味を取入れまして、生命保険金のうち、十万円までの金額を特別に控除したい。相続税はそうして各人ごとに課税いたしますので、例えばお父さんが三人おられるような場合でありまして、別々に受取人をきめた場合には三十万円までかからない。五人のときには五十万円までかからない。こういうことになりまして、相続人ごとに保険金を受取る人ごとに十万円まで特別控除をしようという考えでございます。

それから通行税につきましては、航空機の通行が近く開始されるようでありまして、これには汽車、汽船等の負担の均衡から申しまして課税するようにしたい。ただ汽船の二等乗客には現在課税しておりますが、これは汽

車の場合でございますと、二等と三等とどつちに持つて行くべきか、議論があるわけでありまして、この際若干配慮を加へるという意味におきまして、汽船の二等の分は課税から除外したらどうか、三等により近い性質を多分に有する、こう見まして廃止したらどうか、こういう考えのようでありまして。

それから砂糖消費税につきましては、先般申上げましたように免税措置をやめよう。印紙税、骨牌税につきましては、最近の貨幣価値に応じた免税点に改めよう。受取書は現在百円から課税いたしておりますが、千円以上に課税することにしてはどうか。商品切手は十円以上課税でありますから、それを五十円程度以上に課税することにしたい。その他のものもおおむねこれに準じまして、課税税率は変更いたさない考えでございます。それから骨牌税の中で麻雀の税率は据置く方針でございますが、トランプ等の税率は少し高過ぎますので引下げたい、今百三十円でございますが、それを五十円程度に引下げたい。

それからなおその他高級織物物品税を課税するかどうかという問題でございますが、これは現在のところ留保になっておりまして、まだ決定いたしておりません。

それからその他の事項といたしましては、国税徴収法、税務代理士法につきましては改正を行いたい。これらの法律案につきましては、後ほど又説明する機会があるかと思ひます。国税徴収法につきましては分割の制度を新らしく導入するかどうか、それから差押えの禁止物件の範囲をもう少し拡大する

かどうか、そのような点につきまして目下検討いたしております。税務代理士法につきましても同様に今後の税務代理士の素質の向上を図るために試験制度を導入する等のことを決定いたしております。

資産の再評価につきましては、大体再評価税その他の基本的な條件は前回と同じにいたしまして、この際もう一度再評価を行うことを認めたらどうかという考えであります。但し再評価による積立金はいま三年経たなければ資本に組入れない法律になつておりますが、状況によりましてこれを各企業の自由で組入れることを認めることにしたらどうかということを研究中でございます。大体高さはやはり前回定めました率の高さによりまして、ただ一年経過しておりますので一年分の償却は差引かなければなりません。それを元にして、今年の十一月三十日ぐらゐまでの間にもう一遍再評価をやりますことを認めたらどうかと、こういうことで目下案を検討いたしております。細目はまだ決定いたしておりません。その方面の法律案は先ほど申し上げましたように若干提案は遅れることに相成ろうかと思ひます。

以上の諸点が内国税に関する改正の主な点でございます。

歳入につきましては特別に御説明申上げるほどのことは無いと思ひます。現行法によります見込額は五千八百十八億円に對しまして、改正案を適用いたしますと、四千四百四十五億程度に減税になり、差引七百四十億程度の減税になる、こういう計算でございます。なおこれらの点につきましても詳細は更に適当な機会に御説明申上げ

たいと存ずる次第でございます。

それから次は関税の關係でございますが、関税につきましても関税法、関税率法、保税倉庫法等の一部改正を行う考えでございますが、この中で一番重要な問題は関税率法の一部を改正する法律案でございます。その他の法律案はなお現行法を最近の事態に鑑みまして補正的に改正を行うという点で大事なものではないと思ひます。関税法の改正は表としては実は全面改正に相成るのでございます。目下先ほど申し上げましたように最終的に仕上げをいたしておるわけでございます。内容は御承知の通り現在の関税率法は従量税と従価税から相成つております。従量税につきましましては実は戦前の税率がおおむねそのままになつております。これに對しまして物価が二百倍以上も騰貴しておりますので税率といたしまして誠にナンセンスな税の負担になつておりますのでこの際この税率を適正なものに全面的に改める必要があるのでございます。それが一点。それから第二点といたしましては暫次品に對しましては暫次品輸入の特別の法律がございまして、十割という禁止的な関税になつております。これは最近の國際貿易並びに關税の世界の動向にどうもマッチしませんのでこのほうは更に大幅に引下げたい、大体最高は五割程度のところを持つて行くように考えておるところでございます。そういう趣旨で著しく高い関税率はこの際最近の傾向に照らしまして引下げる考えでございます。それから全体といたしまして関税率を定めます場合におきましては、最近の産業の事態に適応しますように全面的な、各品目ごとに検討いたしま

して改正を加えるという考えでござい

な改正でございます。

次は銀行法案でございますが、これ

か否かは再検討を要することと考えて

した筈はないのでありますが、先ず

且つ債券発行の各回号別には一回の発

ます。ただ食糧とか鉄鉱とか、現在な

は草案についての御内覧を得ておるわ

おります。或いは衆議院方面におきま

資金の受入面につきましては、政府の

行額の六割を超えてはいけないという

お関税を課税することが不適当なもの

けであります。この扱いにつきましては

提案したいというお考えもあるようで

あります。

この資金運用部特別会計に赤字を生じ

て特別に免税するような措置も併せて

まだ最終的な態度を決定いたしております

は、預託期間三月以上一年未満のもの

の、或いは一年以上三年未満のもの、

ことが大きな相違になるかと思いま

配慮に入れておるのでございます。そ

うしまして各品目全体に亘りまして全

三年以上五年未満のもの、五年以上の

もの、こういうふうに分けてまして、最

低年三分五厘から最高年五分五厘まで

全面的な改正を行いたい。税率といた

は、金融政策というものにつきまして

係に長期資金として、且つ低利を以て

の利率をそれ／＼つける予定にいたす

の、従来一般会計から借りがございま

ましては価格の変動が相当なお著しく

も、もう一度考え直して見る必要があ

供給するということ考えであります。農林

省と大蔵省の共同提案として御審議を

入れるのを原則といたしますから、こ

変るものもございまして、この際とし

りはしないかという問題と関連いたす

でございまして、農林中金とか、農

林中金とかいふ特殊銀行を依然残して

置くことは適當でない。特に役員を選

当であらうというので、殆んど全部従

従来の中金法であります。農林中金法と

したのであります。農林中金とか、農

林中金とかいふ特殊銀行を依然残して

置くことは適當でない。特に役員を選

税率に改めるということにいたしてお

るかどうかというところの改正が適當であ

れたのであります。農林中金とか、農

林中金とかいふ特殊銀行を依然残して

置くことは適當でない。特に役員を選

率法の全面改正を考えております。こ

れはさつき申しましたように、関稅率審

議会の諮問を経ました上で国会に提案

したのであります。農林中金とか、農

林中金とかいふ特殊銀行を依然残して

しまして御審議をお願いしたいと思

います。ただこの法案の中にもあります

任方法等も政府任命となつております

が、これらについて再検討を要するの

ではないかという意見もありまして、

関係の諸法案は若干遅れますことにつ

きまして御了承願ひたいと思ひます。

なその他銀行制度の改正と見合せま

して、これらの金庫法の内容にも改正

を加えたらどうかという予定をして参

大体非常に複雑な説明でございま

した銀行法案自体を提案することにつ

きましてはまた態度をはつきりきめてお

つたのであります。農林中金とか、農

林中金とかいふ特殊銀行を依然残して

たが以上で大要を終りたいと思ひま

す。

て、余りこの際手を着けることは適當

でないといいたしますれば、これらの法

案につきましても見送りになるものか

○委員長(小串清一君) 次は金融関係

の提出予定法律案について銀行局長の

説明を求めます。

それから次の資金運用部資金法案、

これは例の預金部制度の改正に關する

○政府委員(舟山正吉君) 御配付申上

げました大蔵省関係法律案調というも

の、或いは衆議院方面におきま

資金の受入面につきましては、政府の

行額の六割を超えてはいけないという

のによりまして、銀行局所管の法律案

についてその審議の経過過程或いは御

審議を願ひ見込等につきまして御説明

申上げます。復興金融庫法の一部を

改正する法律案、これは銀行法に

います。これは回収金を納付した場合

に、一億円未満のため切捨てられた金

額が一億円以上になりました場合はこ

の減資に充てることになつた場合はこ

れら二法案につきましても提出される

力減資を速かにする、その他の技術的

な改正でございます。

それから次の国民金融公庫法の一部

を改正する法律案、これは二十六年

におきまして先般も十億の増資に引続

きまして二十億の増資をするというこ

とを言つておりますが、次の相互銀行

法案と信用金庫法案、これは銀行法に

おける制度を改正いたしますと共に、

これらの現在の無盡会社及び信用協同

組合につきましても制度を整える必要

があるという趣旨でこれらの法案を用

意したのであります。銀行法案を提

出しないうことはなりません。これら

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

から二法案につきましても提出される

法律が見送りになりますので、保険業法につきましても、全面的改正はこれをしていけません。一部改正にとどまるのでありますが、それにつきましても、なお当面必要とされておりますところの若干の諸点について改正をいたしたいと考えております。一二例示いたしますと、損害保険の種類を殖やしまして、保証保険というものを追加するという案、それから現在保険会社が大きな保険を引受けるというようなときに、各社共同して引受けますと、独禁法或いは事業者団体法に抵触するといふような問題があつて、非常に不便を感じますので、これが独禁法、事業者団体法との関係において、その適用を解除して保険会社の仕事をより容易にするという点を改正したいと考えておるのでございます。

それから更に生命保険につきましても、募集についていろいろの弊害がございます。そこで募集人とか、保険の募集人の取締につきましても、法律を適当に改正したいといふことを考えておるわけでございます。その他一二の点を研究いたしております。ここに書いてございます法律案は以上の通りであります。そのほかに日本開発銀行とも申すべき制度につきましても研究し、関係方面とも折衝いたしております。この開発銀行の構想は、この日本の現在の産業経済界において必要とせられております長期の資金を特殊の金融機関の手によつて供給するといふことを目途とすることでございます。即ち政府出資によりまして、或いは一般会計或いは見返資金から出資をいたしまして、この資金を長期の特殊の方向に流すのでございます。これは関係方

面との折衝が十分進んでおりません、又当方と関係方面との意見の間に相違の食い違いもございましてまだ解決いたしておりません。その大きな点といたしましては、私どももいたしましては、やはり資本金の何倍かに相当する債券を発行いたしまして、預金部でこれを引受けてもらつて銀行の資金量を増強するといふ措置が必要ではないかと考えておるのでありますが、関係方面ではそれに未だ同意はしておらないのであります。それからもう一つの点は、私どもはこの銀行を拵えた以上、相当積極的に活動せしめたいと考えておるのでありますが、まだ関係方面の意向といたしましては、市中銀行がすでに短期融資の形で金融しておるが、實際上それが固定化して長期貸付となつてゐる、それをリファイナンスするといふ程度にとどめたらどうかという意向が強いのであります。まあ肩替りとして申しますか、そのことによりまして市中銀行は今後は短期流動資金のみを取扱う銀行となる、こういう構想であります。私どもはもう一歩進めて積極的な金融業務を営めるようにしたい。その他につきましてもは大体日本輸出銀行の例に倣うべきではないかとこの構想を持つております。更にこの開発銀行ができましたれば、従来の復金の回収事務の調整も適当に考えなければならぬのではないかと考へておる。持っております、それらの諸点については目下研究中でございます。銀行局関係の法案の概要を御説明申し上げます。

○森下政一君 この機会に私銀行局長に伺いたしたいのですが、前国会で可決いたしました例の中小企業信用保険、あれの制度が新たに発足したわけですが、今どういう段階まで進んでおりますでしようか。私は、大阪で話なんです、相違の制度を私は中小企業の人々に宣伝しました。銀行へ行かれたらばそういうわけで、もとより銀行の資金で融通を受けるのだけれども、万一の場合には七五%まで政府のほうから損失をカバーしてもらへるということになつておるから、中小企業が融資を受けられるのは従来に比して非常に楽になるはずだ、そういうことを若し御承知なれば早速取引銀行に行かれて折衝を開始されたと云つたところが、おしなべてどの人も銀行に行つたら、銀行ではそんなことは聞いておらん、知らんといふような話なんですね。念のためにたま／＼私は富士銀行の大阪支店長、これは富士銀行の重役のほうなんです、に出会ひまして、こういうことについて本店のほうから何か言つて来ておりませんかと言つたところが、まだ何も聞いていないといふことなんです、そういうすると、折角あんなものを作つたけれども、まだ発足してないやうな気がするのですが、どういふ段階にまで進捗しておるか、進捗状況を伺いたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業信用保険の制度の実施につきましても、極力これを急いでおりましたのです。現在保険約款その他の草案の作成も終へまして、これを金融機関に内示して、そうして本年度の包括契約の枠でありますところの三十六億円、これを各金融機関に割振るといふ仕事があるわけですが、そのうち二十億くらいは割振り了したという報告を受けております。そこで残ります問題は、保険約款について金融機関と基金の間に正式の取りきめをするということが或いは残つておると思うのでありますが、御指摘のような点は銀行の首脳部では、つまり企画面におきまする関係者は十分承知しておるはずであります。それが実務方面にまでまだ浸潤しておらぬといふようなことはあるかと思ひます。なお実際の進行状況を資料を作成いたしまして御報告申し上げます。

○森下政一君 そうすると、割振りは了したけれども、保険約款等の草案がまだまとまつていないということのために、実際のそれによる取引という段階には行かんといふわけですね、現在では……、そういうことですか。

○政府委員(舟山正吉君) 約款の草案等はできておりますが、基金と金融機関との間の契約の締結その他の未済のものがあるのではないかと、従つて実務に移す段階には遺憾ながら行つていないのではないかと考えております。

○森下政一君 三十六億の枠の中で二十億は割振りを了したといふことであれば、それがどういふふうな割振られたかといふことの資料を御提示願ひるでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) 提出いたしました近頃新聞紙上等で非常に賑わしく書立てられておりますが、例の市中銀行の銀行債発行の問題でございます。これは地方銀行等が預金吸収が非常に困難だといふ利害関係から総じて反対の態度をとつておるかのように新聞紙上で承知するのですが、この問題は一体

どういふことになりつゝあるか。それからこれに對して銀行の中でも反対しておるものがあるかどうか。銀行局長の見解としてはどういふふうにお考えでございますか。御意見を伺ふことができれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 昨年できました銀行等の債券発行に関する法律によりまして自己資本の二十倍を超えて預金がない場合、預金が自己資本の二十倍に足りない場合には、銀行は債券の発行ができるという規定になつておるのであります。そこでこの債券につきましても、まあ長期債もございまして、一年くらいの割引債の形の短期債券も予想できる、又予想しておつたところでもあります。そこで現在現金が民間に滞留しておるという傾向が認められますので、別途資本蓄積に對します緊急措置とも申すべきことによつて民間からの資金還流を図らうとしておるときでございまして、銀行が短期債の発行によりまして資金を吸収することは非常にいいことではないかといふように考えておるわけでもあります。法制的に申しますと、先ほど申しました法律によりまして銀行は余力があれば、事前の届出で債券を発行してよろしいのであります。これは認可事項でも指示事項でもないものであります。併し金融情勢、金融事情との調整も考えなければなりませんので、日本銀行方面とも連絡をとりまして意見を聞くようになつておるのでありますが、只今申し上げましたように、金融情勢によりまして最近一つの市中銀行が発行を計画して参りましたときには、大蔵省といひましてはこれは別に法制を以て、法律的な根拠を以て認可するわけでも

ありませんし、又阻止の出来るわけでもありませんのでありますが、この発行については同意を表しておるのであります。そこでまあ債券と申しますと多く預金とは法律的に性質を異にしておるわけでありまして、一年の割引発行による債券、これは言い換れば定期預金として事実上相違ないものと考へております。ただ税法上の扱いその他が違います。割増金附定期預金につきましては一年のものもあるといつた状況でありまして、これはなにも商業銀行が債券を発行するというふうに大げさにとらなくてもよろしい。これは一つの定期預金として吸収するものである、こう考へてよろしいものではないかと考へております。そこでいよいよ一つの市中銀行の御計画がきまりましたときには、他の銀行、特に地方銀行から反対の意向が表明せられるのであります。その理由といたしますところは、いろいろありますが、要するに自己資本の二十倍という制約については、現在の状況におきましては、そういう短期金融債を発行したくもできないものがある。それであるから、一つの銀行がこの機会に金融債を発行することは不公平である。こういうことが取上げられるとすれば取上げられる理由と申すのであります。併し貸倒れ準備金も自己資本の中に算入しても差支えないという法的解釈もございまして、そういういたしますと、もう大銀行につきましては殆んど全部、地方銀行でもこれを発行し得る余力のありますのは、或る程度に限られるのであります。まあそういう銀行につきましては、別途自己資本が預金額に比べまして低く過ぎるという見解も成立し得る

のであります。そこで全部が全部その余力を活用して発行できるという時期まで待ちませんで、これは現在余力があつて発行できるものは発行するといふことが適當であろう。資金吸収という面から見まして、そのくらいのことを持つておる次第でございます。

○油井賢太郎君 ちよつと今のに関連しまして、先ほどお話の或る銀行というのは東京銀行だと思ひますが、それは二十億の貿易債券を出したいといふのが大蔵省に認可を求めに行つたが、それが半分の十億にされた。これは日本銀行と大蔵省の間になんか意見の相違を来たして、日本銀行はこれを許したくない、大蔵省はまあいいだろうというので十億になつたやうですが、併し今、日本の貿易状態からいって貿易資金が必要な際、そんな銀行と大蔵省だけの間で以て、そういうふうな妥協的なやうなきめ方をするということは、国民のほうから見て妙な感じがする。大蔵省と日本銀行が対立しておるやうで、何らか金融制度について二元化しておるやうな感じがするの、その経緯をこの際、御説明願ひたい。

○政府委員(舟山正吉君) 東京銀行が当初発行計画二十億であつたのを実施の段階で十億に減らしましたのは、これは別に大蔵省の干渉或いは日本銀行の干渉によるものでありませんし、又両者の妥協によるものでもございせん。この金融債発行計画を発表いたしましたときに、反響が東京銀行としましては、予想外に大きかつたので、そこで東京銀行としてはそれは商売のことでもありませんから、そうむげに各

方面の反感を買つてもいけないといふことで十億に減額したのであります。そこで、ほかに他意はございせん。そこで大蔵省といたしましてはとにかく新たにここに試みをいたすわけでありまして、当初出過ぎまして弊害がありまふよりも、まあ小出しに試験的にやつて見るということは至極結構なことと考へております。なおこの金融債の発行につきましては、これはその方法論自体は少しも悪いことではないのであつて、ただ問題となつたといひますれば、今後各銀行がむやみやたらに金融債の発行を競争し、そしてその條件がまち／＼になるといふやうなことがあつては、弊害の面が大きくなつて参るかと存じます。そこで今後この制度を継続して参りますについては、毎月発行額或いはその条件といふやうなものを、その都度適當に調整して行くという措置が必要かと考へております。

○委員(小串清一君) それでは銀行局長の説明をこの程度にしまして、かねて御通知いたしました塩の需給関係等について日本専売公社の塩局長が御説明に来ておりますので、これは本日の公報にも出して置きましたから、それでは村岡さん一つ御説明を願ひます。

○参考人(村岡信勝君) それでは今から、専売公社の塩局長でございまして、委員長のお言葉によりまして最近の塩の需給状況その他の関係につきまして簡単に御説明申し上げます。なお御質問等がございましたらば又それによりまして御説明申し上げます。お手持に資料を差上げてございまして、御覧になりながらお聴きを願ひたいと思ひます。

一番初めの紙にございますが、上のほうの表は今年度、昭和二十五年年度の春、つまり昨年の四月から昨年の暮十二月末日までの間の塩の需要供給の実績を示した表でございます。一番左のほうから御覧になつて頂ければよろしいのでございますが、先ず二十四年度、前年度から繰越しました塩が合計して九十七万五千トンでございます。九十七万五千トンのうち輸入原塩として繰越されたものはここにあります四十七万九千トン、約四十八万トンであります。こういう繰越塩を以て二十五年度を迎えたのでございますが、昨年一ぱの状況を見ますと国内での塩の生産は、当初の計画、今年の三月まで通しまして年間五十二万トンでありましたけれども、昨年夏、秋の例の両台風、ジェーン、キジアの台風のために被害が相当ございまして、そのために計画通りの生産ができませんので、その表にございまして去年十二月末までの実績は約三十七万八千トン、三十八万トンに足らないといふことであります。従ひまして、今後一月から三月の実績を見まして、御承知のように一月から三月の頃は余り生産の成績が例年とも上らない時期でございまして、一年を通じまして国内生産の量はそう大したものになるまい、当初の計画五十二万トンに對しましては少くとも十萬トンも下廻り四十二、三萬トン程度はせい／＼ではあるまいかと予想してあります。又輸入のほうは十二月末まで僅かに三十九万七千トン、四十萬トンに及ばない数字でございまして、両者合せまして昨年中の新しい塩の輸入の量は七十七万六千トンになります。そこで二十四年度から繰越し

ました塩に昨年中の新しい輸入を加へまして全体の供給量ができるわけでありまして、その総体が約百八十四萬三千トンであります。ちよつとお断りして置きますが、その次の欄の加工受入といふところで再製塩三萬七千トン、粉碎塩に五萬四千トンとございまして、これはいずれもその前年から、或いは又その年になりましてから輸入された塩を原料といたしてそれに手を加えて再生し、或いは粉碎いたすという数字でございまして、單純に各欄の数字を合計しただけでは実は供給の数量といふわけじゃないのであります。一方この右のほうの欄にありますが、重復をいたしてございまして、差引き計算をいたしますと、大体数字が合つて来るわけでありまして、この計の欄にありますが百八十四萬三千トンは供給の全体量といふわけでありませ

ん。その前の欄の九萬一千トンの数字と若干ダブつております。そのことを一応お断りいたして置きます。いずれにしても大体百八十四萬トンの前後の数量が供給の総量であります。そこで一方の需要のほうの数字は御承知のやうに、特に最近になりましてからソーダ用の原塩の需要が急激に増加して参りました。当初の予算ではソーダ用には六十五萬トンの数量を予定して置きましたところ、情勢が変りましたので、昨年の十一月補正予算の措置を講じまして、七十萬トン程度までこれを増加いたし、更に実際上は七十五萬トン程度まで供給し得るやうにいろいろ予算のほうの措置を講じて参つたのでございまして、そういういたしますと百八十四萬三千トンのこの供給を以てしてはソ

ダ用の今の七十五万トンの需要、更に一般用の需要というものを賄うには極めて窮乏な状態になつて参つております。昨年十二月末までのソーダ用の配当量はここにございますように五十一万五千トンということでありまして、これは七十五万トンの年間需要量というものをベースにいたしました第三四半期分までの一〇〇%量に相当いたします。大体さような状況で年を越しまして、一月に持越ししました数量が最後の右の欄にあります六十三万七千トンであります。この表で御覧になつてもおわかりのように、六十三万七千トンを塩の種類ごとに見ますと又ここに大きな問題があるのであります。特に原塩の数量が九万五千トンという数字になつております。年度当初には四十八万トンの原塩があつたものが、年末には僅かに九万五千トンという数量になつております。これは今申しましたソーダ用原塩への割当というものが非常に大きい、それから一方輸入の量が当初の予定に比較して非常に少なかったということがここに現れて参つております。そこでソーダ用原塩の七十五万トンの確保その他原塩の所要量を満たすためにはこの昨年中の入荷量約四十万トンの輸入塩のほかに、更に年度内に少くとも四十五万トン程度以上入れる必要があるということである。と操作をいたしてあります。が、現在の見通しとしましては大体三十万トン程度がすでに契約が締結されて、船の手配もできていますというような状況であります。それ以上の数量につきましては今後なお一層の努力を要するような状況であります。ただ輸入のほうの關係は昨年の十二月になりま

して非常に状態が悪化いたしました。特に運賃が非常に増嵩をいたしました。当時十一月前後まではトン当りの運賃がせいぜい十ドル以内でありましたものが、十二月以降は日増しにひどく運賃が上つておりました。極めて最近の状況では運賃だけで十七ドル、或いはそれ以上というものが普通の状況であります。この差上げました資料の一番最後の紙に「塩の価格の変遷」というものを掲げてございますが、その輸入価格の最後のところにトン当り七千円という数字を挙げてございますが、これは大体二十ドルというものをベースにして換算価格であります。そういう工合で非常に輸入価格の値上りの結果、実は塩の入手というものが非常に困難になりまして、緊急に不足の数量を入れるためにいろいろやつておるのであります。が、御案内のように一つは外貨のフアンドの關係、外貨予算の割当が今まで必ずしも円滑に参つておらなかったというような事情のために、特に例えばドルの地域、アメリカを初めとしてメキシコ、トルコ等、ドル地域の塩の供給源からの輸入が今まで振わなかつたということもありまして、もう一段の輸入の確保という点につきましてはこの方面の解決が急務ではあるまいかと考えております。大体最近までの塩の需給の状況等について簡単に申上げました。

○委員長(小串清一君) 何か御質問ございますか。
○杉山昌作君 今の工業塩の輸入の問題ですが、本年度が三十九万七千トン原塩が入つておるので、今日すでに契約ができて、船の手配までできた、まあ三十万トンということですが、これだけあつたら大体本年度あたりは工業塩としてソーダ工業あたりはまあ何とかやつて行けるということになるのではありませんか。
○参考人(村岡信勝君) 塩の輸入の關係についてなおもう少し詳細に申上げたいと思ひますが、昨年の十二月まで今申上げましたように四十万トンの実際の輸入があつたわけでありまして、輸入の契約といたしましては現在までに百三十七万トン契約をいたしております。ところがこの百三十七万トンのうち、契約上荷物の引渡期日を本年の四月以降に予定しておりますものが約三十四万トンございます。又この百三十七万トンの契約のうち、先ほど申しましたような、非常な途中からの事情の急変するというものによつてフレイトが非常に上つたというために、もと／＼安い條件で契約いたしておりましたものが、供給者のほうで輸出をいたさないというような事態が相当件数発生いたしております。が、そのために契約はしたけれども、輸入は見込なしと思はれる数量が百三十七万トンのうちに約二十七万七千トンございます。差引きいたしまして約三十万トンが今年の一月から三月までの間に入るであろうと思はれる数量であります。ところがそれによつて合せて七十万トンの新しい輸入があり、又昨年度からの持越しの原塩も相当あるわけでありまして、御承知のように原塩の需要はひとりソーダ工業への振向けのみならず、他の食料用、特に醤油でありますとか味噌等の業務用の食用に充てられる分が相当ございます。その方面の需要につきましては、最近の原塩の不足に照らして若干、或いは相当こ

れを切詰めをいたしておりますが、それにしまして最低限度の塩はこれは確保をする必要がございます。そのために今申上げました七十万トンの輸入では相当十分なる原塩の供給もむずかしいのではないかと心配いたしておる次第でございます。
○野溝勝君 ちよつとお伺いします。が、あれですか、この工業塩と食用塩と価格が非常に違ふんですが、あれはどういう理由なんですか。例えば一トンが食用塩だと一万七千円……約一万八千円ばかりするんです。工業塩だと一トン五千円ですが、最近もつと上つておると思うのですが……
○参考人(村岡信勝君) 今のお尋ねに對して申上げますが、一般の塩の値段は昨年の暮、十二月二十九日でございますが引下げをいたしました。今お話の値段一万八千円、七千円とおつしやいますのは、改正前の値段でございます。昨年の暮から、改正いたしました結果、その内地の生産塩、一般の家庭用或いは一部業務用に當るわけでございますが、いわゆる白塩等でございますが、その値段は一万四千円にいたしました。その他粉砕塩等につきましては引下げをいたしました。現在輸入原塩の値段がばらばら一万二千円でありまして、併しながら御指摘のようにソーダ用に売ります塩は現在の特別価格を適用いたしております。その値段はトン当り三千円でございます。この關係は一にソーダ工業というものの再建といひますか、運営上、又は補助をいたす必要があるというところから出発しておる補助なんでございます。ただ専売公社の塩の特別会計の立場といたしましては、塩の特別価格が相当採算

上に影響いたしておりますことは事実でございます。
○野溝勝君 ちよつとお伺いいたしますが、あれであなたのほうで一体製塩業者のほうからの買上価格は一体どれくらいですか。
○参考人(村岡信勝君) 九千七百四十五円でございます。
○野溝勝君 そこで工業用の塩が三千円、片一方のものが一万四千円、幾ら下げてもまだ四倍から五倍かの較差があるわけですが、一体そんなに一般人民をまあ何というかね苦しめて、そうして工業塩のソーダの重要性が、そんなにウエイトを置かなければならん理論的な何か根拠がありますか。あんた重要性と云うが、どんなことが重要性ですか。
○参考人(村岡信勝君) 今までの特別価格の沿革から言いますと、昭和二十四年度におきましてはやはり特別価格は三千円でございますが、そのために塩の特別会計に相当程度の欠がある、当時の計算では大体三十六億から三十七億の間でございましたが、その金額につきましては、実は一般会計からその差額に相当するものを、三十七億前後のものを繰入を受けて、従いましてはほかの一般の塩のほうにこの値段の差額を転嫁するといふ必要なしに來たのであります。昭和二十五年におきましてはそういう操作をいたしませんでしたために、結果といたしまして特別価格の差額を一般の塩の売値に転嫁するといふ結果になつております。ただ如何にも現在の三千円の価格は低きに過ぎるということが痛感されますので、この際我々公社のほう

といましては、少くとも輸入のコストという程度にまでこれを引上げるのが適當ではあるまいかというふうに考えております。

○野溝勝君 私の意見に対して非常にお考え下さるようですが、輸入の価格を七千円も出して、業者に三千円でやるから、みすく四千円も輸入のあれだけで損することになるのですか。これは一般会計から操入れようとかどうしようとか、実際は我々の租税のうちから運転されているのであつて、どういう形にしようとも事実上は国民の負担ですからね。それで化学工業、ソーダ工業の重要な点も我々は少しはわかるが、如何に言つてもこれでは余りに開きが過ぎる。そこで私は十分にこの点考へてもらわんと、今回の予算関係においても、この問題が一応論議されると思うのですけれども、こういう点について政府は單に考えるというだけでなくて、一体どの程度までにしようという腹案がありますか、その腹案があつたらこの際構想を話して下さい。

○参考人(村岡信勝君) 実は公社のことを私から申上げるのは甚だ不當かも知れませんが、先ほど申し上げましたような公社の会計の立場から言へば、これは輸入価格というものを反映するレベルまで上げるのが至當であると考えますが、目下所管の公社から言いますと、物価の方面がどの程度かということについて折衝中でございますので、今のところは結論は出ておりません。

○清澤俊英君 近頃ソーダ工業というやうな化学産業は大体べらぼうに儲かつておりますな。そういう状態のと

き、殊に野溝君の言われたやうな問題が相當考へられると思ひますが、これはあなたのほうの所管でないと思ひますが、申上げたのは、どういふ会社に主に廻つて来るか、大体の、細かいところでもなくともいいから大きな会社を相當数知らしてもらいたいと思ひます。あとでよいですから……。

○委員長(小串清一君) それでは後に資料を出してもらふことにいたします。

○黒田英雄君 ちよつと席を外しておつてお尋ねがあつたかも知れませんが、二十三年度と比べて二十四年度は非常に需要が少いようですが、これは二十三年度が非常に多くなつたので消費者が持越しているのですか。それともどういふ関係ですか。

○参考人(村岡信勝君) お言葉のように、二十三年度と二十四年度が非常にかけ離れて違ひますが、前年度の終りに、実は財政収入の確保等の立場から、いわゆる選り抜きと言ひますが、競争的な販売をやりましたために、相當成績が上つたと申しますか、数字の上においては殖えております。それが昨年度に影響いたしました、相當下廻つたというやうなことになるかと、こういうことが一つの原因にもなつておるのでございますが、そのほか、やはり絶対需要と申しますか、實際の需要の面で、例えば梅干の梅が不作のために需要が少なくなつたとかいふやうなことも影響いたしておると思ひますが、今申上げたやうに、前年度に相當選り抜きの販売をやつたということが翌年度に影響しておるといふことが言へると思ひます。

○杉山昌作君 さつきの価格の問題で

すが、工業塩の問題が今出ておりますが、如何にもソーダ用塩に隠れた補助金をやつて、一般の人の負担が、この問題もあつたやうですが、これはまあ御尤もな意見だと思ひますが、もう一つ食料関係の塩の値段ですが、漬物用の塩、それから味噌、醤油の業者のやつてゐるやつ、それから水産物の塩漬にするやつ、殊に南洋に捕鯨船が持つて行く塩といふやうな問題につきましては、前国会で相當たくさんそのを特別に低価で売つてもらいたいといふやうな請願がありまして、この委員会でも取扱つたのですが、これにつきましては、一体政府は将来はそういうやうな特別に大口に買われるものは、ソーダ用でなくとも安くしようといふやうな何かお考へがあるのですか、その点を伺いたいと思ひます。

○参考人(村岡信勝君) 今お話の味噌、醤油その他、特に水産関係の塩蔵用の原料塩について特別の価格を置くべしという御主張が相當お話のようにございまして、今お挙げになりました中で、全部のものをそういう特別価格にいたしますことは如何であらうかと考へております。といひますのは、やはり味噌とか漬物とかいふやうな形で塩を攝取いたしますもの、或いは塩の形でそのまま攝取いたしますにつきましても、いずれも最終的には国民一般の口に入るということについて変りはないのでありまして、一方において味噌、醤油等について特別価格にいたします結果は、當然に塩の形において配給いたしますものについての値上りという結果を招来いたさなければ会計の収支が整わないということになります

ので、塩の形を以て攝取されるものについての高い値段をかけるというところが必ずしも適當であらうかどうかいささか問題があると思ひますが、或る種の目的、用途に供せられます塩、殊に捕鯨用の塩等につきましては、實際上の大口という点もありますので、若干一般の塩とは異にいたした程度の特別価格を置くのが適當であらうといふことで、目下そのほうの具体的な案の研究を進めております。

○委員長(小串清一君) 御質問はあります。……それでは本日の塩務局長の説明はこの程度で終ることにいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五分散会
出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君
理事 大矢 半次郎君
委員 愛知 揆一君
九鬼 紋十郎君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
野溝 勝君
森下 政一君
小宮 山常吉君
杉山 昌作君
高橋 龍太郎君
油井 賢太郎君
森 八三一君

政府委員
大蔵政務次官 西川 甚五郎君
大蔵省主税局長 平田 敬一郎君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省主計 局法規課長 佐藤 一郎君

参考人
日本専売公 社塩務局長 村岡 信勝君

十二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願(第六号)
- 一、芋あめの物品税撤廃に関する請願(第七号)
- 一、製煙用具の物品税免税点設定に関する請願(第八号)
- 一、絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願(第二八号)
- 一、製煙用ライターを物品税法中丁類とするの請願(第三三三号)

第六号 昭和二十五年十二月十一日受理

織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願

請願者 福島市中町二七福島県衣料品商業協同組合連合会理事長 門馬直記

紹介議員 油井賢太郎君

織物消費税の廃止により生産業者ならびに販売業者の在庫品に対する損失を補償するため、廃止実施日現在におけるその在庫品に対し、廃止税額に相当する金額を交付せられたいとの請願。

第七号 昭和二十五年十二月十一日受理

芋あめの物品税撤廃に関する請願

請願者 静岡県榛原郡川崎町静波 枝村清十外二名

紹介議員 河井 彌八君

芋あめの製造は、簡単な設備で操業できるので、甘し、生産地方に普及しているが、その用途はつくだにの加工、

子供のあめ、玉等に利用されるばかりでなく、一般大衆の副食調味料として需要量が極めて大きい。しかるに現在過重な物品税が課せられているため、芋あめ加工業の発展をはばんでいるから、芋あめに対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第八号 昭和二十五年十二月十一日
受理
喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願
請願者 東京都台東区南稻荷町 一一九東京都喫煙具工業協同組理事長 中村吉松

紹介議員 油井賢太郎君
喫煙具は、わが国の雑貨輸出の重要部門を占めているが、物品税が課せられているため、製造工場の維持を困難にし、輸出能力を阻害しているから、喫煙具に対し、物品税の免税を設定されたいとの請願。

第二十八号 昭和二十五年十二月十二日
受理
絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願
請願者 東京都中央区日本橋通 二ノ四新東ビル内日本絹人絹織物同業会内 岸加八郎外五十九名 大野木秀次郎君 小串清一君

紹介議員

政府は絹織物中着尺については一反四千円以上また帯については七千円以上のものに対し二割の物品税を来年度より課税する由であるが、他の繊維と異り国内産の生糸を原料とする絹織物は

国民衣料として不可欠のものであり、とくに戦前戦後における価格の騰貴倍率より見て、他の繊維品に比し極めて低位にあり、かつ全廃されて日も浅い織物消費税と内容の全く等しい税を課することは、業界の混乱をきたすのみであるから、このような物品税に対しては絶対に反対であるとの請願。

第三十三号 昭和二十五年十二月十二日
受理
喫煙用ライターを物品税法中丁類とするの請願
請願者 東京都台東区南稻荷町 一一九東京都喫煙具工業協同組理事長 中村吉松

紹介議員 油井賢太郎君
喫煙用ライターは、終戦後のマッチ不足時に普及して以来、日常の実用品となっており、たばこ常用者に欠くことのできない喫煙用具であるから、シガレットケース、灰皿、喫煙用パイプ等区別せず物品税法中丁類とせられたいとの請願。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、食糧配給公団の清算経費の財源に充ててするための剰余金の使用に関する法律案

する法律案
一、アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十六年において、一般会計から、三十五億八千三百八十三万五千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三の次に次の一條を加える。
第十八条ノ四 政府ハ本会計の健康保険事業ノ福祉施設費ニ充ツルタメ必

要アルトキハ当分ノ間一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十六年において、一般会計から、四十一億六千六百四十四万五千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

食糧配給公団の清算経費の財源に充ててするための剰余金の使用に関する法律案

食糧配給公団は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十條ノ三第五項の規定にかかわらず、昭和二十五年年度の剰余金を、大蔵大臣の承認を経て、同公団の清算に要する経費の財源に充ててするために使用することができ

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年年度末」を「アルコール専売事業特別会計においては、当分の間、毎会計年度末」に、「昭和二十四年度末」を「当該年度の前年度末」に、「相当する金額は、昭和二十五年年度において」を「相当する金額を当該年度において」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年二月七日印刷

昭和二十六年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁